

平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第二号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、平成十五年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行等

1 財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十五年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額(当初予算において三十兆二百五十億円)の範囲内で、特例公債を発行することができる。

2 1による特例公債の発行は、平成十六年六月三十日まで行うことができるとし、同年四月一日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成十五年度所属の歳入とする。

3 政府は、1の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、1により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

二、 施行期日

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。